

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針（案）

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会

寿和工業株式会社が産業廃棄物処分場計画地（以下「計画地」という。）の利用計画を策定するにあたり前提とすべき指針（案）として、次のとおり定める。

なお、本指針（案）は、別に定めた「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的考え方」を踏まえて策定したものである。

- 1 寿和工業株式会社、御嵩町並びに岐阜県は、計画地の利用計画策定、事業実施の各段階において、御嵩町環境基本条例及び御嵩町希少野生生物保護条例、その他開発行為に係る関係法令を遵守するとともに、御嵩町環境基本計画との整合を図り、土地の形質変更等は必要な範囲にとどめることとする。
- 2 御嵩町は、寿和工業株式会社から計画地の利用計画策定・事業実施について状況報告を受けたときは、速やかに御嵩町民にその情報を提供し、御嵩町民は、計画地の利用計画策定・事業実施に関する報告の内容について、寿和工業株式会社に対して御嵩町を通じて意見を述べることができることとする。また、御嵩町の求めに応じて、岐阜県及び寿和工業株式会社は積極的に情報公開に努めることとする。
- 3 御嵩町は、御嵩町民の意見を尊重し、計画地の利用計画及び事業実施状況について、別途設置する町民・専門家等により構成する委員会等に意見を求めるものとし、必要に応じ協定を締結するほか、利用計画及び事業実施につき改善を求めることとする。
- 4 寿和工業株式会社は、「旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」とする住民投票の結果を尊重して利用計画を策定することとする。